

法人市民税のあらまし

浅 口 市

法人市民税とは

法人市民税は、市内に事務所や寮等を有する法人や人格のない社団などに対して課税される市民税です。

法人市民税の納税義務者

法人市民税は法人の種類や事業所、収益事業の有無により課税・非課税の取り扱いが次のように定められています。

種別		均等割額	法人税割額
普通法人（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、医療法人、相互会社、協業組合、営利型一般社団法人等） 法人税法第2条第7号該当の協同組合（信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協等）	事業所	課税	課税
	寮等	課税	非課税
公共法人 地方税法第296条第1項第1号該当 （国、地方公共団体、土地改良区等）	事業所	非課税	非課税
	寮等	非課税	非課税
上記以外の法人税法第2条第5号該当 （日本政策金融公庫、日本放送協会等）	事業所	課税	非課税
	寮等	課税	非課税
公益法人等 地方税法第296条第1項第2号該当 （社会福祉法人、宗教法人、学校法人、政党等）	収益事業あり	事業所	課税
		寮等	課税
	収益事業なし	事業所	非課税
		寮等	非課税
上記以外の地方税法第294条第7項該当 （商工会、商工会議所、町内会、公益社団法人、公益財団法人、非営利型一般社団法人、非営利型一般財団法人、NPO法人等）	収益事業あり	事業所	課税
		寮等	課税
	収益事業なし	事業所	課税
		寮等	課税
人格のない社団・財団 法人登記をしていない社団・財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの （種の親善・社交を目的とする団体、PTA、同窓会、学会、青色申告会等）	収益事業あり	事業所	課税
		寮等	課税
	収益事業なし	事業所	非課税
		寮等	非課税
法人課税信託の受託者 （法人税法第2条29の2号に規定する信託の引き受けを行う法人又は個人）		非課税	課税

※用語の意味

事業所：事業の必要から設けられた人的設備及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所

寮等：市内に従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設（宿泊所、保養所）を有しているが、上記の事業所を有していない場合をいいます。

収益事業：法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して営まれるものをいいます。

社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人については、収益事業による所得の90%が本来の事業目的に充てられているものは、収益事業の範囲に含めないものとします。

法人市民税の算出方法

法人市民税額は以下の計算式で算出します。

$$\text{法人市民税額} = \text{均等割額} + \text{法人税割額}$$

※それぞれ100円未満の端数は切り捨てた上で計算します。

○均等割は、資本金等の金額によりその税率を9段階に区分されています。
浅口市においては以下のとおりになっています。

法人等の区分	税率
<ul style="list-style-type: none"> ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ・人格のない社団等 ・一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下のもの 	5万円
資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以上のもの	12万円
資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下のもの	13万円
資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下のもの	16万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下のもの	41万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

※ここで言う「従業員数の合計数」は、浅口市内に有する事業所・事務所又は寮などの従業員数の合計です。

※資本金等の金額は、資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額です。

※従業員数の合計額及び資本金等の金額は、算定期間の末日で判断します。

計算の仕方

税率×事務所や事業所を有していた月数÷12ヶ月

※月数は1月に満たない場合は1月とし、1月に満たない端数が生じた場合は切り捨てます。

(例) 1月1日開設→1月20日閉鎖の場合：開設期間は20日なので、1月

1月1日開設→10月20日閉鎖の場合：開設期間は10月+20日なので、10月

○法人税割は、以下の計算方法で求めます。

計算の仕方

課税標準となる法人税額(1,000円未満切捨て)×8.4%(浅口市税率)

(事業年度が平成26年9月30日以前開始については14.0%)

(事業年度が平成26年10月1日以後、令和元年9月30日以前開始については12.1%)

※複数の市町村に事務所等を設けている法人は、法人税額を法人税割額算定期間末日現在の従業員数で分割して課税標準となる法人税割額を計算します。

課税標準となる法人税額＝国の法人税額÷全従業者数×浅口市内の従業者数

※算定期間の途中に事務所等を新設あるいは廃止した場合の従業員数は、事務所等が存在した月数に応じて、月割計算します。この場合、月数に1月未満の端数が生じた場合は切り上げとなります。計算後の分割の基準となる従業員数に1人未満の端数が生じた場合も切り上げます。

分割の基準となる従業員数 = 算定期間の末日(廃止の場合は廃止した日の前月末)の従業員数 × 事業所の存在月数 ÷ 算定期間の月数

㊦申告と納付

法人市民税は、納税義務者である法人等が自ら税額を計算、申告し、申告した税額を納付する申告納付制度をとっています。

この申告納付は課税標準の算定期間中に事業所・寮等が存在していた市町村ごとに行います。一般的な法人市民税の申告には次の種類があります。

申告の種類			申告及び納付期限	様式
中間申告 ※1	予定申告	均等割額の1/2と、前事業年度の法人税割額の1/2で計算した法人税割額の合計額を申告納付	事業年度の開始日の翌日以降6ヶ月を経過した日から原則2ヶ月以内	第20号の3
	仮決算による中間申告	均等割額とその事業年度開始の日以後6ヶ月間の期間を1事業年度とみなして算出した国の法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額を申告納付		第20号様式
	確定申告	申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税額に基づく法人税割額との合計を申告納付 ただし、当該事業年度について既に中間申告をおこなった税額がある場合には、その額を差し引いた額が納付額	事業年度終了の日の翌日から、原則として2ヶ月以内。 ※2	第20号様式
	公益法人等の均等割申告	公益法人等で均等割のみ申告納付を行う法人が利用 ※3	毎年4月30日	第22号の3
修正申告	法人税に係る修正申告書を国に提出した場合		法人税の修正申告を提出した日	第20号様式
	法人税の更正・決定を国から受けた場合		法人税の更正の通知書が発せられた日から1ヶ月以内	
更正の請求	申告書の記載内容に計算誤り等があったとき (請求の根拠となる法人税更正通知書の写しの添付が必要です)		その申告書に係る法定納期限の翌日から5年以内	
	法人税の減額更正を受けたとき (請求の根拠となる法人税更正通知書の写しの添付が必要です)		上記の期間を経過した後であっても、国の税務官署が更正の通知をした日から2ヶ月以内	

(注) ※1 中間申告をする必要のない法人は以下のとおりです。

- ・法人税の中間申告の必要のない法人
(前事業年度の法人税額を元に計算した中間申告納付額が10万円以下。前事業年度の年間納付額が20万円以下)
- ・市内に寮のみを有する法人
- ・法人税法における普通法人以外の法人(公益法人等、協同組合等)
- ・新たに設立された法人の最初の事業年度
- ・精算活動中の法人

※2 法人税において確定申告書提出延長の特例の適用を受けた場合は、法人市民税についても申告のみその期間の分だけを延長できます。

※3 具体的には、P.1の法人市民税の納税義務者一覧表をご覧ください。

○納付について

申告書等で計算した税額は、法人市民税納付書で納期限までに納税してください。

納付場所

浅口市役所・金光総合支所・寄島総合支所
中国銀行・広島銀行・トマト銀行・玉島信用金庫・笠岡信用組合・晴れの国岡山農業協同組合
中国5県内のゆうちょ銀行又は郵便局

※上記以外の金融機関からお支払いの場合は、市役所税務課までお問合せください。

法人市民税に関する届出について

浅口市内で法人の設立、解散、事業所の開設、廃止、資本金や代表者の変更等が生じた際には、法人市民税の申告・届出等を提出してください。

届出に必要な書類は以下のとおりです。

	事由	内容	添付書類	様式等
開設	設立	浅口市内で設立した場合	登記簿謄本又は履歴事項の全部証明書、定款の写し	法人の設立(開設)申告書
	設置	浅口市内で支店事業所を設置した場合		
	転入	浅口市内へ本店を移転した場合		
廃止ほか	廃止ほか	浅口市内での営業・事業を取りやめた場合	事実が証明できる書類の写し(ある場合)	法人等の異動届
	休業	浅口市内での営業・事業を休業した場合		
	転出	他の市町村へ本店を移転した場合	変更事項が記載された登記簿謄本又は履歴事項の全部証明書の写し	
	解散	法人を解散した場合		
	清算終了	解散後清算終了した場合		
合併	合併した場合	変更事項が記載された登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、合併契約書の写し		
変更	商号、代表者等(登記を要するもの)		変更事項が記載された登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、合併契約書の写し	
	事業年度等(登記を要しないもの)		事実が証明できる書類の写し(ある場合)	

減免について

次のいずれかに該当する法人は、法人市民税減免できます。

区分	減免基準	申請手続き等
公益社団法人及び公益財団法人	収益事業を行っていない	申告期限(納期限)までに下記事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、減免をしたい年度ごとに提出してください。 記載事項 ・法人税の課税標準額の算定期間又は均等割の算定期間、納期限及び税額 ・減免を受けようとする事由
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人	収益事業を行っていない	事業内容が収益事業に該当するかどうかについては、事前に法人の主たる事務所における所轄の税務署に必ず確認しておいてください。 ・事業内容が収益事業に該当しないことが確認できた場合には、申告期限(納期限)までに確定申告書及び「市税減免申請書」を提出してください。 ・「市税減免申請書」は免除を申請したい年度毎に提出が必要です。

その他

各種申請書等の様式は、市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

※このあらしに関するお問い合わせ先
浅口市役所生活環境部税務課 法人市民税担当
〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050
TEL 0865-44-9040 FAX0865-44-5771